令和5年開成町議会3月定例会議 会議録 (第2号)

令和5年3月8日(水曜日)

○議事日程

令和5年3月8日(水) 午後1時30分開議

日程第 1·一般質問(2人、2項目)

日程第 2・松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙

日程第 3・発議第1号 開成町議会の個人情報の保護に関する条例を制定する ことについて

日程第 4・発委第1号 開成町読書推進条例を制定することについて

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員(11名)

下山千津子 佐々木 1番 2番 昇 3番 武 井 正 広 4番 前田せつよ 6番 星 野 洋 7番 井 上 三 史 8番 本 山 研 9番 石 史 行 田 10番 井 上 慎 湯 JII 洋 治 司 11番 12番 吉 敏 郎 田

○説明のため出席した者

町 府 川裕 男 長 副 町 長 加 藤 (参 事 兼 教 育 長 井 上 義 文 田 中 栄 之 企 画 政 策 課 長 参 事 (兼) 中戸川進二 防災安全課 直 樹 長 小 玉 総 務 課 長 (兼 事) 宮 好 徳 街づくり推進課長 柏 木 克 紀 小 子育て健康課長 事 (兼 事 (兼) 本 浩 井 新 岩 上 環境上下水道課長 学校教育課長 生 涯 学 習 課 長 高 橋 靖 恵

○議会事務局

事 務 局 長 遠 藤 直 紀 書 記 佐 藤 久 子

○議長(吉田敏郎)

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和 5年開成町議会3月定例会議第2日目の会議を開きます。

午後1時30分 開議

○議長(吉田敏郎)

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、議場内は原則マスク着用とします。ただし、議員、町、執行側共に登壇の上、発言される場合は、マスクを外すことを許可しております。また、着座での発言を許可しております。

では、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問、答弁は簡潔にお願いをいたします。 2番、佐々木昇議員、どうぞ。

○2番(佐々木 昇)

皆様、こんにちは。2番議員、佐々木昇でございます。

本日は、通告に従いまして1つの項目について質問させていただきます。第六次 開成町総合計画の策定に向けて。

令和7年度を初年度予定とする第六次開成町総合計画策定の進捗状況について、 質問させていただきます。

総合計画は、言わずもがな、地方自治体が策定する自治体全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針であり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であります。本町では、あじさいのまち開成自治基本条例第22条において総合計画の策定を位置づけるとともに、総合計画の策定に当たっては、「町長は町民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ町民に提供し、広く町民の参加を得るものとします」としております。

そこで、次の点についてお伺いします。 1、第五次計画の将来指標人口は平成 3 4 年度をピークに 1 万 9 , 3 0 0 人になると推計されている。今後の目標人口・人口推計をどのように捉えているか。 2、第六次計画の策定に当たり、どのような形で町民の参画を得る考えか。町民ワークショップの設置やまちづくり町民集会の開催の予定は。 3、第五次計画からの積み残しとなる施策・事業は、どの程度になる見込みか。 4、町長は「第六次計画は新しいリーダーの下で」という趣旨の御発言をされているが、スケジュール感は。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏郎)

町長。

○町長 (府川裕一)

佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、総合計画の定義と策定における町民意見の反映についてであります。

あじさいのまち開成自治基本条例において、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想、これを具現化するための基本計画を合わせて総合計画と定義をしております。また、策定に当たっては、町民の意見を反映させるため、町民への情報提供と参加を得るものとしております。

1つ目の第五次計画の将来指標人口は平成34年度をピークに1万9,300人になると推計されている、今後の目標人口・人口推計をどのように捉えているか、についてお答えをいたします。

第五次開成町総合計画策定時以降、平成28年に開成町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン策定に当たって再度、将来人口のシミュレーションを行いました。そこでは、2040年(令和22年)に1万9,400人でピークを迎え、2060年(令和42年)には1万8,900人と推計をいたしました。したがって、次期総合計画策定に当たっては、この数字をベースに推計をすることになると考えております。

2つ目の第六次計画の策定に当たり、どのような形で町民の参画を得る考えか、 町民ワークショップの設置やまちづくり町民集会の開催の予定は、についてお答え をいたします。

まずは広く町民の皆様の声を聞くために、令和5年度に町民意識調査を実施する 予定です。テーマ別のワークショップについても、令和5年度に開催を予定してお ります。町民集会については、令和6年度に基本計画素案への意見を求めるため実 施を予定しております。パブリックコメントについては、骨子案、素案、それぞれ に対し実施を予定しております。

3つ目の第五次計画からの積み残しとなる施策・事業は、どの程度になる見込みか、についてお答えをいたします。

後期基本計画第1期実施計画事業のうち、事務事業評価の対象事業である120 事業のうち98事業が計画どおり進捗いたしました。一方で、新型コロナウイルス の影響による事業の中止や延期に伴い、22事業が計画どおりに進捗いたしません でした。

4つ目の町長は「第六次計画は新しいリーダーの下で」という趣旨の発言をされているが、スケジュール感は、についてお答えをいたします。

まず、計画全体については、骨子案は令和6年2月をめどに策定、素案は令和6年7月をめどに策定、原案は令和6年11月をめどに策定、令和6年12月に議会上程を予定、また会議関係、策定体制については令和5年、6年の2か年において適宜、総合計画審議会、策定委員会、幹事会の開催というスケジュールで進める予定でおります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木昇議員、どうぞ。

○2番(佐々木 昇)

ありがとうございます。まず、登壇での質問は終わりましたけれども、再質問に入る前に用語についてですけれども、第五次開成町総合計画を「第五次計画」、次期計画を、まだ正式名称ではありませんけれども、第六次開成町総合計画と考えて「第六次計画」、また開成町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、これを「人口ビジョン」と呼ばせていただきます。また、実際、平成31年から令和に変わっておりますけれども、第五次計画の策定時に平成表記になっておりますので、平成三十何年というようなちょっと分かりづらい表現もあるかもしれませんけれども、できるだけ分かりやすく質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、推計の関係なのですけれども、総合計画の策定に当たり人口推計、この辺りはどのようなもの、役割というか関係性ですね、総合計画との。その辺はどのようなものになっているのか、お伺いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

それでは、お答えをしたいと思います。

議員御発言のように、総合計画の中で一番重要になってまいりますのは、それぞれの年度時点で人口が一体何人いるのかと。これによって全ての政策の方向性でありますとか規模でありますとかが変わってまいりますので、この部分は一番肝になると考えてございます。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

ありがとうございます。それで、人口推計に関して増減、こちらの要因となるものはどのようなものが考えられるのか、お伺いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほどお話がありましたように、平成28年3月に国及び県の人口ビジョン、それから総合戦略を勘案して、それまでの人口動向等を分析しまして開成町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを策定してございます。その後、データ等の時点修正が必要だということで、策定から5年が経過しました令和2年、ここで改めて人口動向等に関するデータを修正しまして、改めて人口ビジョンを一部修正したものでございます。

要因ということになりますと、やはり自然増減がまず1つございます。これにつきましては、平成29年を境にマイナス傾向にございます。こちらにつきましては出生数の低下、それから死亡数の増加ということで、この辺りはなかなか否めない

ところだなと考えているところでございます。

一方で、開成町の場合、特にですけれども、近年には転入者数が転出者数を上回る、いわゆる社会増となってございます。社会増の要因としましては、南部地区の 土地区画整理事業による、みなみ地区を中心とした人口増などが大きな要因だと考 えてございます。

また、今後は御案内のように駅前通り線周辺地区土地区画整理事業、それから民間によります宅地開発なども進んでございますので、定住人口が拡大することがこれからは人口増の要因になると、こんなふうに考えてございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

ありがとうございます。それで、1つ確認させていただきたいのですけれども、 ちょっと質問が複雑になってしまうかもしれませんけど、この推計、計画策定時に 使われた数字は変えることができないのかということで、第五次計画策定以降の平 成28年に人口ビジョンの策定を行い、そのとき再度、将来人口のシミュレーショ ンを行われた推計が出されており、こちらでは2040年、令和22年に1万9、 400人でピークを迎えるとなっております。

2019年度、平成31年度、実際は令和1年度となりますけれども、こちらから始まった第五次計画の後期基本計画では、策定時のままのピークは平成34年度、令和4年度で1万9,300人程度と推計され、目指すべき人口は平成36年度、令和6年度、1万9,300人となっております。中の計画などの数字は実情に合わせていると思われるのですけれども、この辺の指標、この辺が策定の基本、先ほど答弁がありました基本となっているようなところもあるので、変えられるものではないのかと。その辺、確認させてください。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

それでは、お答えしたいと思います。

時点修正の内容の部分だと思うのですが、基本的には、先ほどお話があった人口 ビジョンでお話し申し上げますと、例えば、将来人口の推計というものは、最初に つくったものは2010年をスタートとして2040年で終わってございました。

その後につくったものは2015年スタートで2045年までということで、そのときに、その5年間での人口の動き、トレンドですとか定量分析、数量分析等を行った結果、例えば、2040年ベースでいいましても、当初つくったものでは1万6,215人と見ていたわけですけれども、後につくったものでは1万6,796人ということで増えているわけです。これが増えている理由は、実は、計画よりも早く先ほど言ったような理由で人口が増えていたということから上方修正をした

ものでございます。

ただ、一方で、2040年という先の部分を見据えたときには、残念ながら、そのペースで増えていくということはなかなか考えづらいので、当初につくられたものから大きく変えるということはなくて、やはり目指すべき人口という意味合いでいえば、先ほど申し上げた数字で、ここをなかなか動かしていくということは、よほど大きな変化がない限りは難しいのではないのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

ありがとうございます。それで、第六次計画ですけれども、先ほども出てきました平成28年に策定された人口ビジョンの将来人口のシミュレーション、これを推計するということですけれども、第六次計画の人口ビジョンの推計の基となっているもの、社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口、平成25年3月推計とされております。

この推計ですけれども、5年ごとに出されるものだと思うのですけれども、平成30年3月にも新しいものを出されておりまして、こういったことも関係していると思うのですけれども、本町でも人口ビジョンが令和2年度に改定されました。その中の将来人口シミュレーションの基となる数字が平成25年3月推計の数字そのままなのですけれども、この辺、なぜ平成30年3月のものではないのか、その辺について説明をお願いしたいと思います。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

お答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、新たなものが出たときに載せ替えるという御提案なのだと思うのですけれども、この時点ではあくまでも一部改訂でございましたので、過去のシミュレーションの積み上げということから考えますと、そこの先ほど言った5年ずれの部分については、シミュレーションの内容とここに出てくる人口の動きという部分は別に考えてございましたので、結果的には、内容でいいますと、既に御承知だと思いますけれども、パターンの4というものを取るということは、もう変わってございません。

また、先ほどお話ししました人口問題研究所のデータは、本来は多分、平成5年の1月ぐらいに出されるのが一般的だったのですが、ホームページ等を確認しますと、やはりコロナ等の影響で、どうやら年度をまたいで平成5年度の頭ぐらいに発表されるのではないかということですので、そこら辺を見ながら、また改めて検討してまいりたいなと。

ただ、国勢調査の数字で申し上げますと、開成町につきましては順調に人口も増えてございますので、大きな流れとしては変わらないということで今のところは考えてございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

ありがとうございます。この推計を見ますと、今の時代に人口が伸びているという修正がされているということです。開成町にとって、まちづくりが順調に行われているという形で評価するべきものなのかなと感じております。

続いて、こういった人口推計の関係もそうなのですけれども、今は目まぐるしく 状況が変わっていく現代です。そういった中で総合計画の12年という期間、これ を私は少し長く感じているのですけれども。これ、できるのであれば、もう少し計 画期間を短くしてもよいのかなと考えておりますけれども、この辺について町はど のように考えているか、何か検討されているのか、お伺いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

それでは、お答えをしたいと思います。

その前に、まず第五次総合計画のつくりのところを少しお話しさせていただきたいと思います。第五次総合計画につきましては、基本構想、基本計画、実施計画から成る三層構造と呼ばれているものでございます。基本構想は12年、これが先ほど御発言のあった12年という部分になろうかと思います。こちらは、長期的な展望に立って町政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるものということでございます。

その12年を2つに分けて、前期、後期ということで基本計画は6年単位、ツーブロックに分かれてございます。こちらは、基本構想で定めたまちづくりの理念と将来像を実現するための施策の大綱に基づいてということになります。

その後ですけれども、実施計画ということで、また、その6を半分に割りまして 3年、これをつくりまして、これがいわゆる施策、どういった施策を打っていきま すかということで、かなり具体的な事業内容を明らかにするものになっております。 参考までに申し上げますと、予算編成の場合には、こちらを指針としているところ でございます。これは毎年度、ローリング方式によりまして事業計画の見直しをし て進めているということです。

本題の12年でございますけれども、もう、まさに議員おっしゃるとおり、12年ということになりますと、本当に10年一昔、それ以上長いわけですから、現在のような環境の変化が著しい場合は実効性の担保が取れないであろうというのが一般的な今の考え方でございます。

じゃあ、何年かということになりますと、一番、今、全国的に多いのは8年から 10年。8年を2期に分けて4年で、それより細かいものはやらないというケース と、10年を5年に分けて、それを2年半あるいは3年、少しずれるのですけれど も細かく実施計画を立てるパターン。割と、もう1つあるのは、9年間を設定しまして3年ずつの3ブロック、いわゆる前期、中期、後期という形でやっているものもございます。参考までに申し上げますと、上郡といいますか2市8町で申し上げますと、9年と、それから8年ですかね、これが一番多い形になっております。

これについては今、内部でも検討中でございまして、それぞれ一長一短ございます。先ほど言った実施計画ベースで考えるのであれば、逆算して何年がいいのかということもありますし、全体を捉えるのであれば全体は何年がいいかと。また、どうしても首長の交代時期というのもありますから、4年を一区切りで考えれば、4の倍数ということも、また1つのアイデアではあろうかと考えているところでございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

今、検討されているということなので、より実効性のあるものにしていただきた いと思います。

続きまして、第六次計画の策定に当たり、どのような形で町民の参画を得るのか、 町民ワークショップの設置やまちづくり町民集会の開催予定はというところで質問 させていただきます。

質問の初めでも言いましたけれども、本町ではあじさいのまち開成町自治基本条例の中に、「町長は、総合計画の策定に当たっては、町民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ町民に提供し、広く町民の参加を得るものとします」とあります。私も計画策定に当たっては多くの町民の方たちに参加してもらうことがとても大事だと思っておりますので、この辺りで何点か確認も含めて質問させていただきます。

まず、テーマ別のワークショップの実施、これが令和5年度から始まるということですけれども、こちらは策定に当たって前回も動き出しが早く、メンバーも多いようなところだと思うのですけれども、現在メンバーなどの状況はどうなっているのか、お伺いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

それでは、お答えをしたいと思います。

ワークショップにつきましては、今の予定ではおおむね令和5年の6月を第1回 目として開きたいなと考えてございます。現時点では、まだ、そこら辺の募集につ いては大きく動かしてございませんので、もう少ししましたら、どういった形でやっていくのかも含めて、庁内調整を終えて、公募というのですかね、広く広報してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

分かりました。できるだけ余裕を持って、できるようにしていただきたいと思います。

続きまして、開成町総合計画審議会の関係でございますけれども、現在、3月16日までということで審議会委員を公募している状況ですけれども、現状、この辺り、どのような状況なのか、お伺いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

本日現在で1名の方の応募といいましょうか、お話が今入ってきているところで ございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

この公募で3名、もし集まらないような状況になったら、その後の対応というのはどのような形なのか、お伺いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

こちらの総合計画審議会は定数が決まってございますので、定数に満ちるまで募集をするわけですけれども、最終的には、やはりいろいろな場面で、ほかの会議等で御発言をいただくような方で、この方をという方があれば、最終的にはお話を申し上げて手を挙げていただくことも必要になろうかと考えてございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

できるだけ公募で3名、集まるようなことを期待しております。

続きまして、この審議会委員の組織に関してですけれども、こちらは条例でも定められておりまして、委員は13人で内訳といたしまして町教育委員会の委員1人、町の区域の公共的団体の役員及び職員8人、学識経験者

を有する者、こちらは公募されている3人ですけれども、3人ということになって おります。

こちらに特に異論があるというわけではないのですけれども、町の方針、考え方として確認させていただきたいのですけれども、令和3年度の自治会長の負担を見直しで充て職減というものがあったと思うのですけれども。これは自治会長だけでなく各種団体にも言えるのかなと思っておりますけれども、こういった目線から考えると、町内区域内の公共的団体の役員及び職員8人というのについて、例えば、学識経験を有する公募されている方たちですけれども、この方たちとの比率を見直すとか、そんな考え方もあるのかなと思うのですけれども、町の考え方を確認させてください。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長 (田中栄之)

お答えをしたいと思います。

1つ先に整理をさせていただきたいのは、13人のうち、先ほどお話がございましたように、町教育委員会の委員1名、農業委員会の委員1名、そして区域内の公共的団体の役員及び職員が8人と。この8人の部分の御質問だと思います。こちらについても、つまり総合計画そのものが大変広い分野にわたっておりますので、やはりそれぞれを代表する方をお願いしたいなというのがこちらの思いでございます。

それから、もう1つは男女の比率であるとか、年齢層も、なるべくいろいろな年齢層の方から御参加をいただきたいと。こういったところは思うところでございますが、やはり団体の構成員になりますと、年齢的にはかなり、ある程度の一定の年齢層に固まってしまうので、そこをもう少し違う方法はないかなと今探っているところではございます。

その中で申し上げますと、例えば、自治会長連絡協議会というのがあるのですけれども、これ、会長ではなくて、もう自治会長連絡協議会の方、すなわち、どこの地区の自治会長さんであってもいいということで、なるべく指定して狭めるようなことはしたくないなと考えてございますし、この先、うまくいくかどうかは別ですけれども、自治会長が指定する自治会の方であるとか。そうすると、年齢的には、もしかすると、もう少しばらける可能性が出てまいりますので、こういったところも少し考えながらやってまいりたいなと考えてございます。

ただ、最終的に8しか枠がございませんので、前回の構成メンバーを見ますと、こういう団体が入っていた、ここは入っていないのだというのも、どうしても出てまいりますので、こういったところのバランスも、またもう一度少し再考した中で、広く皆様の意見が頂戴できるようなメンバー構成でということは、今、内部では調整をしているところでございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

分かりました。

続いて、町民意識調査が実施予定ということですけれども、こちらの意識調査、 第五次計画、前期基本計画時に開成町在住の満20歳以上の男女1,000人、これを無作為抽出ということで、後期基本計画のときは開成町在住、満18歳以上の 男女2,000人を無作為抽出、第六次計画では18歳以上の町民3,000人を 無作為抽出ということで、年齢や人数を変えてこられているわけですけれども、この辺、どのような意図があるのか。

また、回収率として、前期計画では49.8%、後期基本計画では38.5%と下がっておりますけど、この辺の結果を受けて何か考えていることがあればお聞かせください。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

お答えをしたいと思います。

最後の部分で変更を加えている理由は、申し訳ございません、今までは紙ベースによる郵送、あるいは持参による提出をメインにしてございましたけれども、今回からはインターネットを使った回答を目指そうと考えてございます。その中で、ベースの数についても少し変化を加えたいなというのが1点。ただいまのインターネットによる回答は、なぜそう思うかというと、開成町の国勢調査におけるインターネットによる回答率が非常に高いという現実がございまして、やはり現代に合った形でやるべきではないかなということで、これは今の段階でほぼやることが確定してございます。

それから、2点目ですけれども、意見集約に当たって、今言ったような理由で、 今は対面ですとか紙ベースというよりも電子的なもの、こういったものを使ってい くのが一番いいのかなと思っているのが1点でございます。

もう1つ、今考えてございますのは、いわゆるチャットルームのようなものを設けまして常時書き込んで御意見がいただけるような、いわゆるQAではなくて、それぞれの方が思ったときに思ったことが書けるような。少し、そういうことになりますといろいろな意見があるとは思うのですけれども、やはりいろいろな意見を聞くということも、こういう機会ですから少しチャレンジをしてみたいなと考えてございます。

先ほどの人数のところで私、言い忘れたのですけれども、大体、1市5町は2,000人から3,000人ぐらいでやっているところが多いのですけれども、開成町の場合、やはり人口が増えているということもありまして、少し数量的には大きめに取っているということでございまして。ベースを上げることと回収率を上げること、ここについて少し注力してまいりたいなと考えてございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

分かりました。インターネットなどを活用されていくということで、そういったことを十分に活用していただいて、より多くの方の意見を聴取できるような体制で行っていただきたいと思います。

続いて、また意識調査ですけれども、第五次計画の前期基本計画のときは小・中学生の意識調査、これも行われておりました。後期基本計画でこれが行われなかったようですけれども、これはどうしてなのか。そして、第六次計画ではこれは行うのか。

私も、これまで様々な質問をさせていただきましたけれども、その中には、こういった児童・生徒の意見を反映して質問させてもらったこともあります。こういう児童・生徒たちも町に対して思いというのを持っている子が結構多いので、私としては、ぜひ、こういう児童・生徒たちの意識調査、意見を聴取というのも行っていただきたいのですけれども、町の考えをお伺いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

お答えをしたいと思います。

まさに佐々木議員がおっしゃるとおりで、まさに10年、12年先のことを考えるわけですから、特に今の中学生、高校生、こういったところの御意見はぜひお伺いしたいなということはございます。

前回は、いわゆるアンケート調査というのですかね、そういう形でやられたのかと思いますけれども、今、我々担当課で考えてございますのは、やはりここもワークショップ形式のような形で、高校生とか中学生を対象にオープンな話合いの場を設けて話を聞きたいなと、こんなふうに考えています。このときも、我々みたいな一定年齢の者がそこに出向くのではなくて、職員の中の若手職員、年齢の近いような若手職員がそこで聞き手となりまして、わいわいがやがやと話をするような中で本当に屈託のないお話を聞きたいなと考えてございますので、これはぜひ実現に向けて進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

ありがとうございます。これは私もぜひ実現していただきたいと思いますので、 よろしくお願いします。

続いて、今、答弁で高校生のお話もありました。本町のまちづくりには企業や地

元高校、こういった方たちの協力も必要で、現在でも、まちづくりにこういった方たちに携わっていただいております。在住ではない町民の方たち、こういった方たちの意見も貴重だと考えておりますけれども、その辺についての町の考えをお伺いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

お答えをしたいと思います。

まさにおっしゃるとおりでございまして、先ほど言ったインターネットですとか SNSを使うという理由には、実は1つ、そういう大きなものもございます。特に ですけれども、外から見た開成町についての御意見を聞いてみたいなと。これは率 直に思うところでございまして、そこの中から場合によっては移住政策、移住施策 等の何かヒントが見つかることもあろうかなと思いますから。

もっと言いますと、在勤に限らず、極端な話、開成町に一度か二度しか来ていないような方でも、こんなところがよかったよだとか、こういうところがこうなったら住んでみたいなだとか、そういったような意見がもらえるような形で、本当にオープンなそういう機会を設けたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

ぜひ、こちらも実現していただきたいと思います。

それで、町民集会、これも実施予定ということですけれども、こちらも、より多くの方の意見を聞いていただくということで、最低でも各自治会を回るとか、そういったことを積極的に行っていただきたいのですけれども、現在、町で考えられているようなことがあれば。よろしくお願いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

お答えをしたいと思います。

まさにおっしゃるとおりでございまして、今考えてございますのは、素案ができた段階で1回、それから最終一歩手前の段階で1回と。これにつきましては、御案内のように例年、まちづくり町民集会というものを開催してございますので、できましたら、まちづくり町民集会のメインのテーマとしてこちらから持っていきまして、お話をさせていただいて、また、その場でも意見を頂戴して、反映できるものは反映をさせていくと、このような形で進めたいなと考えてございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

承知いたしました。ぜひ、よろしくお願いします。

続いて、策定後の話になるのですけれども、町民の方たちにまちづくりをより理解していただくために、できた総合計画、これを多くの方に見ていただくことが必要かなと思います。そのために親しみやすく読みやすいものにするなど工夫も必要になってくるのかなと思いますけれども、そういった取組をしている自治体も今ありますけれども、この辺について町で何か検討されているようなことがあるのか。よろしくお願いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

お答えをしたいと思います。

まさにおっしゃるとおりで、今の総合計画、大変よくできていると手前みそですが思うのですが、どうしても字が多い。本当にイラストを挟み込むぐらいということでございますので、今の時代はやはり少しビジュアルに寄った形でいきませんと、なかなか手に取ってもいただけません。一方で、文字を減らしてしまって本質が伝わらないようでは困りますので、そこら辺はバランスを取るというのが1点と。1つは、まさに、こういうもので見ていただけるように、場合によっては動画等も取り込みながら1つずつの施策が伝わりやすいような形で、公開するときには一手間必要なのかなと考えているところではございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

分かりました。町のほうでも現在検討されているということで、ぜひ町民の方々に親しみやすく、また読みやすく目に入りやすいようなものを考えていただきたいと思います。

続きまして、第五次計画からの積み残しとなる施策・事業はどの程度になるのかということで、答弁にございました進捗していない22の事業ですけれども、この辺りの今後の見通しはどのようになっているのか。第五次計画の残り2年である程度消化できるのか、もし消化できなかったら、このような事業の扱いはどうなるのか、お伺いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

お答えをしたいと思います。

やはり、答弁にもありましたように新型コロナウイルス、大変大きな影響がござ

いました。特に、何か催物をしますよですとか、そういうものについては、ほぼ中 止になることがございました。御案内のように、3月あるいは5月の段階で少しず つ、そういったものが開放されてくるわけでございますから、しっかりと令和5年 度につきましては積み残しの事業を進めていくというのが1点。

そして、それに伴いまして、当然、令和5年度の予算の中で、5年、6年の2か年で五次総合計画、積み残した事業については、きちんと最終的に実行に移せますようにということで予算措置もしてございますので、しっかりとここは進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

ありがとうございます。この辺は、しっかりと進めていけるようにしていただき たいと思います。

それと、第六次計画を策定するに当たって、第五次計画の検証みたいなものを反映するというのも必要かなと思うのですけれども、この辺、時期がちょっとかぶるようなところもございますけれども、この辺について町はどのようなお考えを持っているのか、お伺いします。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

先ほどお話をした、特に実施計画、3年を単位としています実施計画のローリングを行っているというお話を申し上げたと思います。サマーレビューと最近は名前がついているのですけれども、その時点での進捗と直近の町の状況、それから県の状況、国の状況等、社会状況も加えた上で時点修正といいますか見直しを加えてございますので、そこはしっかりと対応する形の中でやってまいりますし、仮に、仮に、第五次の中で積み残しがどうしても発生したものにつきましては、当然、六次の中で、それは継承されるのか、少し形を変えてやっていくのか、そこの判断をした上で次期総合計画には載せていくということになろうかなと思います。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

2番、佐々木議員。

○2番(佐々木 昇)

ぜひ、この辺も第五次総合計画、総括していただいて、またグレードアップした ものに第六次計画はしていただきたいと思います。

続いて、スケジュールの件ですけれども、先ほどの答弁で、私、前回より時期が 遅れているということをちょっと心配していたのですけれども、その辺は先ほどの 答弁でそんなに影響はないということを確認させていただきましたので、スケジュ ールの質問はいたしません。

それで、こちらで最後になります。町長にお伺いしますけれども、町長はこれまでいろいろな同僚議員から同じような質問をされています。また同じような質問になってしまうかもしれませんけれども、ぜひ答弁をよろしくお願いしたいと思いますけれども。

これまでの開成町は、総合計画、これを基本にしたまちづくりを行いまして着々と発展をしてまいりました。全国的に人口減少が進む今でも、冒頭、人口推計ではまだまだ人口が増える形で修正されております。代々受け継がれてきた元気な町、開成町のまちづくりを引き継ぎ、しっかりと責務も果たし、また、次期町長へまちづくりを引き継がれる府川町長のまちづくりへの思い、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長(吉田敏郎)

町長。

○町長 (府川裕一)

町長として長期的な、先ほどの総合計画の最終目標である将来像に向かって、具体的に何をやっていけばそこに向かっていけるのかというのが総合計画の中の本題だと思いますけれども、そのときに大事になってくるのが、町民の皆さんをどうやってうまく巻き込んでいくかというのがすごく大切なのかなと。

途中、言い方で総合計画のなかなか町民の皆さんになじみが薄いところは感じていたので、「日本一元気、きれい、健康」というスローガンをつくって、そういった中で、総合計画をその中に割り振って、こういうことをやっていけば、みんなでいい町になるのではないかという、そういうスローガンをつくったりして、町民の皆さんと一緒にという思いでやったこともありますので。

それぞれ総合計画をつくって、それをどうやって町民の皆さんに知っていただいて、一緒に自分事として、いいまちづくりに参加してもらうかというのはすごく大切になってくると思うので、そういう点を含めて多くの皆さんを巻き込んで一緒に元気な開成町をこれからつくっていただければなと思います。

以上です。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

先に訂正をお願いします。

○議長(吉田敏郎)

じゃあ、参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

大変失礼しました。先ほど人口問題研究所のところで、どうやら私、平成5年と言っているようでございます。当然、令和5年でございます。ちょっと古くて申し訳ございませんでした。訂正をさせてください。

○議長(吉田敏郎)

よろしいですか。

じゃあ、2番、佐々木議員、どうぞ。

○2番(佐々木 昇)

ぜひ、町民の皆様と明るい未来を目指せるような第六次計画にしていただくこと を期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(吉田敏郎)

これで2番、佐々木昇議員の一般質問を終了といたします。 暫時休憩といたします。再開を14時25分とします。

午後2時13分

○議長(吉田敏郎)

再開いたします。

午後2時25分

○議長(吉田敏郎)

引き続き一般質問を行います。 8番、山本研一議員、どうぞ。

○8番(山本研一)

こんにちは。8番議員、山本研一です。

通告に基づき、どうなった?答弁のその後(その2)ということで質問させてい ただきます。

年間4回の議会定例会で、町民の安全・安心な暮らしの維持・向上やインフラ整備、子育て支援策、高齢者福祉の充実など様々な一般質問を行ってきました。私は一般質問に当たり、町民や自治会役員などからできるだけ多くの意見や要望を聞き、より住みやすい未来の開成町を目指して町民の日常生活の向上につながる取組を心がけてきました。それらの質問に対し、町からの答弁内容は、すぐに実施され日常生活における利便性や町民福祉の向上が図れた事案がある一方で、実施されたという実感に至らないままの現状も見受けられます。

町長、町議会議員ともに任期終盤を迎えるに当たり、昨年12月の定例会議に引き続き、これまで答弁された内容について進捗状況の確認を行いましたが、ほかにも進捗確認が必要な項目が残っていると考えました。そこで、今回の一般質問においても、自治会などの地域活動や町民の日常生活に関わりの深い内容について、町からの答弁が、その後、現在までにどのように検討し取り組まれてきたのか、進捗状況について質問します。1つ、大規模災害発生時において、全町民が避難しなければならない場合の計画は。2つ、自治会要望に関する町の対応は。3つ、2050年ゼロカーボンシティに向けた取組計画は。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(吉田敏郎)

町長。

○町長 (府川裕一)

山本議員の御質問にお答えをいたします。

1つ目の大規模災害発生時において全町民が避難しなければならない場合の計画は、についてお答えをいたします。

大規模災害発生時において全町民が避難しなければならない場合の計画としては、令和3年3月に改訂された富士山ハザードマップにより開成町にも溶岩流が到達する可能性が示されたことに伴う避難計画として、開成町富士山火山避難計画の策定作業を現在進めているところであります。

策定時期については、山梨県、静岡県、神奈川県及び3県内の関係市町村並びに 関係機関で構成されている富士山火山防災対策協議会において、令和5年3月末の 改訂に向けて現在作業を進めております。富士山火山避難計画の公表に合わせて、 開成町富士山火山避難計画を策定する予定となっております。

次に、2つ目の自治会要望に関する町の対応は、についてお答えをいたします。 自治会要望の制度は、町内自治会の町に対する要望事項を一括して集約し、次年 度の予算編成に反映させ、住民生活の向上に資することを目的として始まったもの であります。本制度は住民からの声を聞く機会として、町、自治会の双方にとって 必要なものだと考えています。その要望は多岐にわたるため、町民の生活や安全・ 安心に直結するものもあれば、県など他機関に関わるもの、個人の財産や事情に関 わるものなど趣旨を逸脱しているものも散見されております。

制度の実効性を高めるため、自治会要望の趣旨に立ち返り、要望として取り扱う 案件の条件を具体的に示し提出案件を精査するよう、令和4年7月の自治会長会議 においてお願いをしたところであります。具体的には、緊急性が高い案件は随時個 別対応とすること、予算編成を必要としない案件や他組織、民地等に関わる案件は 要望に含めないという内容であります。結果として提出件数が令和4年度向け16 6件に対し、令和5年度向け94件に減少いたしました。

次に、3つ目の御質問の2050年ゼロカーボンシティに向けた取組計画は、についてお答えをいたします。

体制面の整備として、2050年カーボンニュートラルの達成に向けた取組を計画的・体系的に講じていく必要があるため、令和4年10月1日付で事務執行体制の強化を図りました。これは、ゼロカーボンシティの実現に向けて組織横断的・政策横断的な対応が求められることから、企画政策課にゼロカーボンシティ創生斑を新設し、分掌事務を移管することとしたものであります。加えて、次期総合計画の策定に当たっては、脱炭素が重要なテーマになることを見据えたものでもあります。

施策面では、国の地域脱炭素移行・再生推進エネルギー交付金、重点対策加速化事業の採択を受けました。脱炭素に係る住民向けの補助事業である開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度を補助額、補助メニューとともに、さらに充実させているところであります。国の脱炭素系の補助金を窓口で扱うようにしたのは全国の市町村では初であり、補助額、補助メニューの豊富さは全国トップクラスとなっております。

また、新たな取組として、町とともにゼロカーボンシティの創成に取り組む事業

者を募集し、本年1月にはさがみ信用金庫様、湘南電力株式会社様とゼロカーボンシティ創成パートナー企業の協定を締結いたしました。今年度は数値目標設定のため開成町ゼロカーボンシティ創成会議を立ち上げ、開成町全域の温室効果ガス排出量や再生エネルギー導入ポテンシャル等の基礎調査を委託し、現状把握と意見聴取を実施いたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏郎)

8番、山本研一議員、どうぞ。

○8番(山本研一)

ただいま答弁をいただきましたので、再質問します。

まず、大規模災害発生時ですけれども、全町民が避難しなければいけない事態ということで、答弁は、富士山火山防災対策協議会で富士山火山避難計画の公表がこの3月末に予定されているということで、それに合わせて避難計画を策定するというものでした。

この質問については令和3年12月の定例会で行った内容ですが、議事録を確認したところ、私が、「開成町は崩れる山も津波が起きる海にも面していません。地形が平たんだということで安全だということもありますけれども、その分、豪雨に見舞われたら高台に避難するということができません。ハザードマップをはるかに超える水害が発生したり地震で家屋が倒壊した場合、1万8,000を超える町民はどこに避難を考えているのか、町長の考えを」ということで質問させていただきました。

これに対して町長の答弁は、「開成町は、どこに逃げるというのは、全町避難しなければいけない、そういうことの計画は今、県と作成しておりますけれども、様々な災害の想定によって変わってくるわけです。水害の場合は水害の避難の仕方、富士山の噴火の場合は、そのようなまた対応の仕方、それぞれ違います」という御答弁でした。

先ほどの答弁で、富士山の噴火については今、策定されているということで、検討を進められているということがよく分かりました。ところが、基本的に水害、前回の答弁の中で「水害は水害として想定して避難の仕方を考えなくてはいけない」と、こう言われていますけれども、水害を想定した避難、これを、全町とはいわないまでも、開成町の多くの人が避難しなくてはいけない、こういう状態になったときにどのようにしていくのか、町長の考えをお聞かせください。考えというよりも、これからの考えではなくて、今まで検討されてきたお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長(吉田敏郎)

町長。

○町長 (府川裕一)

富士山の関係は、溶岩流が開成町に来るということの中で、全町避難する可能性

が出てきたということで、今、その計画を策定中です。水害の場合は、ハザードマップが開成町、出ておりますけれども、開成町の半分はある意味大丈夫という。半分の方をどうするか、もしもの災害の場合の水害の場合。そういった場合、水害の場合においては避難訓練を実施いたしましたけれども、とにかく吉田島地区が危ないとハザードマップにありますので、酒田のほうに避難をするという避難訓練をやってきております。

基本的に、全町の皆さんが避難する水害は想定を実はしておりません。ハザードマップがそのようになっていませんので、あれが最大ということの中でどうするかという考え方でありますので、水害の場合は、むやみに。事前に堤防が壊れるというのが想定できればいいですけれども、これもある程度分からない部分がありますので、確認できた時点で早めに避難をしてもらうようなアナウンスはするわけですけれども、やはり家にいて2階建ての場合は2階に行くと。1階の人がどこに避難するかを事前に決めておいていただいて、隣近所も含めて、そこに逃げるというのが一番安全な策。

むやみにいろいろなところに行くよりは、そのような形のほうがいいのではないかと私は個人的に考えているあれで、全町避難を水害時においての計画の中で今考えていることはありません。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

8番、山本議員。

○8番(山本研一)

今、町長が言われるとおりだと思うのです。水害で全町避難はなかなかないと思いますし、今、避難といっても、富士山の噴火においても町民の方が常日頃、頭に置いてぴんときているかといったら、そんなことはあまりないのが現実だと思います。だけど、そういうことを町のリーダーというのはちゃんと想定して、きちんと考えておく必要は当然あると思いますし。

もう1つは、水害について、さきの千曲川の氾濫の映像というのは、かなり記憶に新しく、大勢の人の頭に残っているのではないかと思います。いつ何が起こってもおかしくないのが今の状況だと思うので、そういう面ではきちんと考えておく必要があるという思いで今、質問しているのですけれども。

ただ、前回の質問、今の町長の発言のほうが現実的だと思うのですが、前回は「水 害は水害の避難として考えます」という答弁、それを、私は議事録を読み直したの ですけれども、そういう言い方をおっしゃっていたので、今、質問させていただい たわけで、初めからそういう答弁をなぜしなかったのですかね。

○議長(吉田敏郎)

答弁を求めますか。

町長。

○町長 (府川裕一)

そのときに、そう答えていないのではないかと思うだけで。すみません。議事録 を見ないと私も分からないので。

○議長(吉田敏郎)

8番、山本議員。

○8番(山本研一)

議事録がないと思ったので、議事録の一節をちゃんと、さっき言ったつもりだっ たのですけれども、まあいいです。

それでは、さっきも言いましたように、町長の立場ともなれば、どんなことが起こってもすぐ対応できるような、常日頃、そういう町民の命や安全を守る、そういうことは非常に重要なことであり、町長の最大の役目だと思いますので、そういうことをしっかり考えておいていただきたいとは思っていたのですけれども。

自治体の中で避難に関して、町によっては、さっき富士山の噴火については策定して3月末に合わせてというお話がありましたけれども、自治体の中では避難に関して、町によっては、近隣の町もありますけれども、県や防災対策協議会の結論を待たずに、既に他の自治体と避難に関する協定を結ばれているところがあるのも現実の動きとしてあります。

それが現実的かどうかというのは様々な意見もあると思いますけれども、行政のトップが真剣に考えて行動しているというあかしになることは間違いないと思います。そして、そういうことが町民に分かれば、「ああ、一生懸命、町長も動いてくれているな」という思いになるのだろうと私は感じているのですけれども、このような町独自でほかの自治体と避難協定を結ぶという動きを現実的でないことをやっていると町長は理解されるのか、それとも町民の命を守るためによくやっておられると思うのか、町長のお考えはどうですか。

○議長(吉田敏郎)

町長。

○町長 (府川裕一)

今回のハザードマップの開成町に溶岩流が来るというのが新たに改訂されて出たときに、自衛隊出身の専門員が、これを分かりやすく町民の皆さんに理解してもらう、今、こういう情報が国から出されましたというのを、まず作っていただいて、それを議会の皆さんにもそうですし、まちづくり町民集会の中でも話をさせていただいて事実をお話しさせていただきました。

その後の段階としては、開成町は溶岩が来れば全町避難をしなければいけない。 そのために、どうしたらいいか。それをずっと研究してきまして、溶岩が来る場合 と、もちろん来ない場合、溶岩は来ないけれども火山灰はどのぐらい降るか、様々 なシミュレーションがあるわけです。一律に、それは全部、避難場所が同じという ことではないほうが現実的。

溶岩流が来たとしても、例えば、隣の松田町には来ない、秦野には来ない、だったら近くの避難場所に行ったほうがいいわけです。反対に火山灰だと、神奈川県内

には全部、過去の歴史から見ても来てしまうというと、神奈川県内には逃げる場所がないわけです。そうすると外の県、山梨とか反対側の火山灰が来ないところに避難先を確保する必要があるという。

様々なシミュレーションの中でそれをやっているところで、今、山梨県と災害時の、そうなった場合、避難先として交渉しているところです。この3月末までにはきちんと結果を出して皆さん方に報告できるようにしていきたいと、今、準備をしているところであります。避難先の確保は、その状況状況によって必要になりますので、必要な状況状況によっての避難先をきちんと確保するような準備を今しているところであります。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

8番、山本議員。

○8番(山本研一)

分かりました。ちょっと遅いかなという感じもしますけれども、いずれにしても 今の中で、よその県とか被災の状況に応じた形でほかの町、あるいは市かもしれま せんけれども、自治体と交渉を進めているということでよろしいのですね。ありが とうございます。

それでは、2つ目の質問について再質問します。この内容については、昨年3月の定例会で自治会要望に対する町の対応ということで質問し、答弁で要望に対する実施率が50%以下だということでしたので、私は、もっと自治会要望に応えられないのかと町長に考えを伺ったところ、町長の答弁は、自治会のいろいろな御意見を聞くということはすごく大事なことでありますけれども、基本的には来年度予算にどう反映できるかということで、そういう上げ方の在り方については自治会長さんと議論しながら自治会要望について考えていく必要があるのかなと思いますという答弁でした。

確かにそのとおりで、自治会要望というのは予算の時期に予算をきちんと確保して、必要なものは次年度に反映させるという面で、そうだということはよく分かります。ただ、自治会要望というのは、その内容が多岐にわたって、本来、自治会の課題に対して次年度の予算を織り込むということに即していない内容がどんどん上がってきてしまうので、件数が膨れ上がって実施率が減ると。これも、よく理解するところなのですけれども。

ただ、開成町のように人口が増え続けて町民の要望が非常に多様化している中で、多少個人的なことであったり、県の関係のことであったり、国の関係のことであったりしても、自治会加入者の意見として要望があって、それは自治会の役員が聞けば自治会要望として出してくるというのが今までだったと思うのですけれども。私は、こういった住民の意見を吸い上げるというのは、さっき町長答弁で前回のお話の中にも、いろいろな御意見を聞くというのは非常に大事なことだとおっしゃっていますし、まさしくそうだと思います。

そういう面で、自治会要望の機会に、予算を取るべく行っている自治会要望を出す機会に、そういうことを捉えるのでなくても、何か別の機会にしっかり住民の日頃の要望等は聞く機会を設けて、しっかりそれに真摯に答えて、町民の皆さんが「ああ、自治会に入っていてよかったな」と、「自治会に入っていれば、こういう要望も出せるし、場合によっては町がやってくれることもあるかもしれない」と。そう思えれば自治会の加入率も上がってくる、そういうことも考えられるのではないかと思います。

現在、自治会の役員の仕事軽減ということで、いろいろな町からの配布物はもうポスティングということで、自治会に入っている、入っていないにかかわらず、全戸に配布されているのが現実です。そうすると、よく聞くのは、自治会に入っている意味がどんどん少なくなってくると。そういう中で、やっぱりこういうふうに要望を自治会の役員が聞いてくれて、それを町に言ってくれて、町が「ああ、そうだな」と思ったことをやってもらえるということは、非常に自治会に入る価値があるなと思える1つのケースではないかなと思います。

そういった意味で、そういう町民の声を聞く機会、予算に関係ないけれども聞く 機会というのは私は重要だと思うのですけれども、町長のお考えはどうですか。

○議長(吉田敏郎)

町長。

○町長 (府川裕一)

すごく大事なことだと思います。先ほど最初に山本議員が言われたように、今の 自治会要望の件数で実現したのが5割という。今、変な意味、何でも上がってきて しまって、それで実現できない部分もある程度、現実的にはあるという中で、今、 自治会長の皆さんと話合いをしながら仕分けをさせてもらっています。その結果と して今回、少なくなったという。

少なくなったからいいという話ではなくて、それ以外の要望があるわけではないですか、今までに自治会長を通して来た要望というのは。それは、個別のやり方によっては幾らでもできる。特に、道路に穴が開いた。穴は、自治会要望を出さなくても、役場に言っていただければ、すぐ対応しますよという。そういうものも現実的にあります。

また、町の権限でない横断歩道とか、警察関係は我々に権限がないわけです。一般の人は多分そういうことを知らないので要望を出してきますけれども、それは要望ではなくて情報ということで、町は、もちろん警察とか、そういう横断歩道の書き直しはお願いしていきますけれども、それはすぐ実現できるものではないということも理解してもらうために、自治会長会議の中で、そういうところは要望ではなく外してくださいと。

様々、自治会を通して実現したほうが自治会の皆さんにとってもいいわけですので、それは自治会要望の中ではなくて、個別の、いつでも、それは対応していますよという。ふだんでも今までもそうなのです、現実的には。そういうことは、ちゃ

んとやっています。

自治会に入っていなくても、個別に課題があるときは町民の皆さんからメールでこういう苦情があったりとか、そういうのもありますし、それに対してきちんと、アドレスが確かなら、ちゃんと返信をして対応はしておりますので。こうでなければいけないということではなくて、様々な要望、苦情があれば、それは全部受け付けて、それに対してきちんと対応していくという姿勢は、これからも大事にしていく必要があるなと思います。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

8番、山本議員。

○8番(山本研一)

今、町長が言われるとおりだと思うのです。自治会に入っていない人でも、何か要望があって、それが間違っているというか、やるべきことであればやってあげるというのは非常に重要なことであって、おっしゃるとおりだと思うのですけれども、そうなってくると、配布物は全戸配布します。要望も、自治会に入っていなくても、どなたでも受けますよ。こうなると、では、自治会に入っている意味とは何ですかと聞かれたときに、町長、どう答えたらいいと思いますか。

○議長(吉田敏郎)

町長。

○町長 (府川裕一)

苦情を言うとか、いろいろ要望があるときに、話しやすい人というのがすごく身近にいるというのが大事。行政に直接言うというのは、なかなか少ないと思うのです。身近な自治会の中で、自治会長さんでも役員さんでもいいのですけれども、そういう人を通して話はしやすいと思うのです。そういう人だったら、すぐ、また町に顔がつなげますので、我々も話がしやすいし融通が利くわけですから、やっぱり違うと思いますけど。

そこまで、自治会に入る、入らないで、そういう説明は難しいですけれども、自 治会に入った中で活動してもらったほうが皆さんが暮らしやすいですよというのは PRしていく必要があると思うので。なかなか言い回しが難しいのですけど。

○議長(吉田敏郎)

よろしいですか。

8番、山本議員。

○8番(山本研一)

いや、確かにそうだと思うのです。私の今回の投げかけは、ただ単純に自治会要望について実施率が上がったかとか上がらなかったかではなくて、ある程度、自治会という本当に御近所を束ねるというか、共助を醸成するような、そういった組織の声というのは非常に大事だなと思っていまして、その声を大事にすればするほど自治会のありがたさを住民の皆さんがよく認識されるということで、町としても、

ぜひ、そういう働きかけはしていただければなという思いもあって。

自治会要望は、確かに、今、言っている自治会要望というのは、基本的には来年度の予算に関わることがメインですけれども、それに添わせて、これはそれに関係ないからとか、これは県の問題だ、これは国の問題だというのではなくて、自治会に入ってよかったな、近所と連携が取れてよかったな、ここの地域に住んでよかったなと思えるような仕組みができるのは、今、町長が言われるように非常に難しい。「じゃあ、お前、どう思う」と言われても、私も簡単には言えませんけど。ただ、そういうことを常日頃考えておく必要は当然あると思いますし、これからもっともっと人口増を期待するのであれば、そういう。

黙っていれば、自治会加入率というのはどんどん下がってしまうのではないかなという危惧もあります。そういった面では、自治会要望の実施率が上がった、下がったというのも重要ですけれども、基本的には、そういう自治会から上がってくる住民の皆さんの声というのを大事にしながらやっていけるような、そういう要望の機会であってほしいなと思いますので、ぜひ、それはお願いしたいと思います。

それで、本題に移りますけれども、基本的に、さっきの答弁の中で、令和4年度は166件あったのが令和5年度では94件と。本来の予算を取るために件数が絞られたためということになったと思うのですけれども、94件に絞られた結果、実施率というのはどのぐらいになるのでしょうか。100に近づくぐらいの状況になるのでしょうか。

○議長(吉田敏郎)

どちらが答えますか。

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

ただいま数字のお話でございますので、私からお話をさせていただきたいと思います。

令和5年で申し上げますと、出てきたものが全部で94というお話はしてございます。その中で既に対応済み、令和4年度中に実は終わってしまっていたものが15件ございました。それから、対応予定のものが29件。残り、見送りというのが35件あるのです。不可というのは、先ほどの民地に係るものとか、現地を見たところ、ちょっと言っていることと現地が合っていない。それから、他機関にというものが残念ながら1件ございました。

したがって、対応したものということになりますと対応予定と対応済み、合わせて44件ということになりますから、パーセンテージとしては上がってこないので。これは意味がないのかというと、先ほど言った見送りの中には、必要がないというものと緊急性がないというものがございます。それと同時に、先ほど申し上げた、その都度、随時いただいているものは全て処理してございますから、それを足していけば、率合いとすれば前年ベースで考えるとかなり上がっているのだと我々は承知してございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

8番、山本議員。

○8番(山本研一)

現状は分かりました。基本的には、対応しないというのがどうしても、幾ら自治会長さんに理解をいただいても出てきてしまうということですけれども、対応できない場合、特に対応できない場合は、何で対応できなかったのかということをしっかり自治会長さんに返していただいて、自治会長さんも今度は上げてきた組長さんなり御本人なりにしっかり説明して、それではしようがないなと。いわゆる、要するに、自治会要望としてせっかく俺が発言したのに、何も返事がなく何の動きもないということだけはないように、ぜひ、そういう丁寧な対応はお願いしたいと思います。

それと、もう1つ。令和5年度は大分、自治会長さんに自治会要望の趣旨を御理解いただいて、絞ってこられたというのは非常にいいことだなと思うのですけれども、ただ、今の自治会長さんがせっかく御理解いただいても、ちょうど今回、多くの自治会長さんが代わる時期だと思います。また新たな自治会長さんができるわけですから、ぜひ、新たな自治会長さんにも、そういった御理解をしっかりしていただいて、住民の皆さんの声が無駄にならないようにしっかり、その辺は対応できるようにぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(吉田敏郎)

町長。

○町長 (府川裕一)

言われるとおりだと思います。できない理由をきちんと、文書的にはそのような形で、できるだけ配慮した返答、できないならできない理由をきちんと書いているつもりですけれども、なかなかそれが難しい部分も実際、現実的にはあるのですけれども。自治会長さんが代わるたびに、それはきちんと説明をして理解をしていただかないと、なかなか、それが今度、一般の自治会の皆さんに伝わり方がまた変わってしまうと、またいろいろな問題が出てしまうので、その辺のコミュニケーションをよく取りながら、自治会長さんとはこれからもきちんとやっていきたいと思います。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

8番、山本議員。

○8番(山本研一)

ぜひ、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、ゼロカーボンシティに向けた取組計画についてです。 この質問は令和4年6月の定例会で公共施設における省エネの取組という質問の中 で質問した内容なのですけれども、そのときの答弁どおり、さっき町長からもあり ましたけれども、事務執行体制をしっかり約束どおり組織的につくっていただいたということは本当にありがたいなと評価しているのですけれども。結果、様々な補助金の制度などが、さっきの話にもありましたけれども、近隣はじめ他の自治体に類を見ないほど整備されたことは本当にすばらしい、本当に体制を取っただけの価値があったなと私も現実として思っています。

それと、令和5年度の予算案がマスコミから発表されていますけれども、マスコミからも開成町のカーボンニュートラルに向けた取組に関しては多くの記事が評価をしている掲載があって、これも非常に頼もしいなと思っているところです。

ただ、補助メニュー、補助額とか補助メニューというのが、かなり御努力をされて充実していることは現実として事実だと思いますけれども、なかなか、それをうまく利活用しなければ、実際の CO_2 削減に寄与しなければ絵に描いた餅ということになってしまって、これがなかなか、国の制度とかというのはいろいろな面で制約があって、使い勝手が悪い部分が非常に多いと私は感じています。

そこでまず伺いますけれども、開成町の CO_2 の排出量の現状は、量なり何でもいいのですけれども、今の現状、 CO_2 の排出量の現状というのは、どんな状況になっているのでしょうか。これは担当課の方の御答弁だと思いますけど。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

今年度、開成町再生可能エネルギー導入戦略というものを作成してございまして、 その中でいわゆる温室効果ガスの排出量について改めて数字を拾ってございます。 一番最新で言いますと、残念ながら2018年度が最新になるのですけれども、平 成では30年度になります、このときの総量が15万6,400トン、15万6, 400トンとなってございます。

少し細かくなりますけれども、内容で申し上げますと、産業部門が8万1,600トン、それから業務その他部門、いわゆる営業に関わる部分ですね、これが2万9,900トン、それから運輸部門、いわゆる車と、それから鉄道も含まれます、これが2万4,500トン、ここまでの合計が13万6,000トンです。先ほどからお話があるゼロカーボンシティの関係で、町が補助をしている家庭の部分になります。こちらにつきましては1万7,600トン、全体の11.2%が家庭から排出される CO_2 の量だということで算定はできてございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

8番、山本議員。

○8番(山本研一)

ありがとうございました。ちなみにですけど、今のはちょっと古い数字で201 8年ですけれども、割と細かく分類ができているのですけど、これの調査機関とい うか、調査はどういうふうに行われているのですか。

○議長(吉田敏郎)

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長 (田中栄之)

こちらにつきましては、地方公共団体実行計画策定実施マニュアルの中に算定方法というのが示されてございまして、一律、数字を入れていきますと結論が出る形になっておりまして、そういう意味で言いますと全国に通用するしっかりした数字だということになろうかと思います。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

8番、山本議員。

○8番(山本研一)

分かりました。町のCO₂、開成町のCO₂は、住民が排出するより企業とか一般の生活の中で出るほうが圧倒的に多いということで、そういう面では、そういうところにしっかり力を入れていく必要があるのかなと思いますけれども。

さっき言ったように住民が出している11%は1割強ですけれども、ただ、今の状況の中で世界中が国を挙げて CO_2 の削減に取り組んでいるという現状を考えると、町民みんながその気になって排出量の削減に取り組むというのは大変重要なことだと思いますし、そう考えたときに、町民への啓発とか、実際、補助金が、さっきから言っていますように充実した補助金が現実的にちゃんと使われて、一生懸命、補助金を取ってこられた役場の職員というか役場の皆さんと、それを使って効果が得られた町民の方、それぞれが本当によかったなと思えるような、そういう仕組みをつくるというのが非常に重要だと思うので。

国の基本的な、国というか、補助制度というのは、やっぱり税金を出すわけですから、相当細かくいろいろな規制なりハードルがあるのですけれども、そういうものを町はうまく利活用できるような工夫というのをしていってほしいなと思うのですけど、町長、いかがですかね。

○議長(吉田敏郎)

町長。

○町長 (府川裕一)

確かに、国の補助金の使い勝手の悪さ、また一般の人もわざわざ国で手続をするというのは、すごく、どうしたらいいか分からない部分がある。そういう部分も含めて、今回初めて開成町で国の部分を一括して町で手続ができるようにと。担当職員が、そのようなものを取ってきたというかな、そういうすごく利便性の高いものになってきたなという。

先ほどの、今回、1年間かけて開成町の CO_2 の実態調査をさせていただいた中で、個人より事業所を含めて、これだけそれ以外の排出量が多かったのだなと改めて知って、それに対して、だから2050年まで、どういう手順で来年度は計画を

実行しながら CO_2 をゼロにするかという、こういうのをこれからやっていくわけですけれども。そういうのも含めて、今、企業のパートナーシップもはじめ、様々、今度は企業に対する利子補給もしていくという促しをこれからも全町を挙げてやっていくというのはすごく大事になってくると思いますので、そこに力を入れていく必要があると思います。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

8番、山本議員。

○8番(山本研一)

広報の中で湘南電力さんとかさがみ信金さんと協定を結ばれたという紹介がありましたけれども、具体的に、協定を結んだ結果、どこにどういう恩恵があるのか。協定を結んでも何か使い勝手が悪いというか、現実的ではない協定を結んでも何の意味もないと思うので、そういった面ではさっき言われていますように、本当に CO_2 を減らそうとしたら、企業というか、そういうところに手を打たなくてはいけないというのが数字的には分かるわけですから、ぜひそういう面では、せっかく来た協定を本当に生かして、現実的に CO_2 が減るような、そういう方向性をやっていかなくてはいけないというか。もう遅いぐらいな時期だと思うので、ぜひ、その辺はお願いしたいと思いますけれども、具体的に企業にはこれからどういう切り口で対応の促しをしていくという考えがあれば、お聞かせいただきたいのですけど。

○議長(吉田敏郎)

3人、手が挙がりましたけれども、どちらにしますか。

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長(田中栄之)

かなり細かいお話になりましたので、私から。

まず、先ほどからお話がありますゼロカーボンシティ創成パートナー企業、ここになぜ手をつけたのかというと、少しだけお話しさせていただきますと、やはり個人の住宅に関わるということになりますと一般的にはローンを組まれる方が多いということで、まず金融機関。それからやはり、開成町において再生エネルギーの供給元として湘南電力さんがございましたので、まず、この2つに最初にお声がけをさせていただいて。実は、第3号も金融機関でございまして、横浜銀行さんと。

今、実際に幾つか動いているものは、やはり金融機関が多いのです。1つには今 言ったローンの借入れのときにお話をしてもらえること、それから我々もそういう 御紹介ができること、こういった点で進めてございます。

産業のほうについては、御案内のように、昔の東証一部上場企業、今はプライムというのですかね、こちらについては、既にESG活動の中でしっかり、どういうことをしたのか明らかにしなさいと。あるいは、いろいろな部品調達とかをする、そういう流れの中できちんと、そういう会社から下請けというのですかね、そういったところもしっかりと選んで会社を使ってくださいと、こういうルールがござい

ます。

先ほど町長がお話し申し上げましたのは、これからの新年度予算の編成の中で、いわゆる大企業については国がそういった制度を設けているのです。利子補給する制度を。さて、中・小さんが漏れているではないかということで、開成町の場合、大変多くの企業さんがございますので、こういったところが例えば工場ですとか事務所の屋上に太陽光パネルを設置したいといったときに、なかなか自分では動けない。そういうときに、こういう金融機関さんで「開成町では、実は、こういう利子補給制度があるよ」ということで、動きやすくなるのではないかということで、お認めいただければ令和5年度から、中・小企業向けのそういったゼロカーボンに向けた設備投資に関する借入れに対する利子補給というものを考えてございます。

こういったところからやはり一歩一歩進めていかないと、大きなところを狙いましてもなかなか得るものもございませんので、小さいところから進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長(吉田敏郎)

8番、山本議員。

○8番(山本研一)

 CO_2 削減とか環境問題というのは、非常に専門性が高いというか、一般の町民の皆さんにすぐにぴんとくるような内容ではない部分もあると思うので、そういう面では、今進めている内容というのをできるだけ分かりやすくPRする場も設けていただきたいなと思います。

今回、専門の事務執行体制を確立して他の自治体に勝る補助金の獲得もできた、こういうことですから、ぜひ、町の工夫で町民のために利用しやすい制度として、せっかく頑張っている担当者がいきがい、やりがいを持って仕事ができるよう、そして国の制度でも多少手の届かない補助金や補助メニューについては、町でも柔軟な対応が行えるよう、せっかくの補助金制度ですから多くの町民の利活用につながるような形を取りながら CO_2 削減の一助になるようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長(吉田敏郎)

以上で8番、山本研一議員の一般質問を終了といたします。 暫時休憩といたします。再開を15時20分とします。

午後3時08分

○議長(吉田敏郎)

再開いたします。

午後3時20分

○議長(吉田敏郎)

日程第2 松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定

により指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

松田町外三ヶ町組合議会議員に、石井勇さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました石井勇さんを松田町外三ヶ町組合議会 議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

御異議なしと認めます。石井勇さんが松田町外三ヶ町組合議会議員に当選されま した。

日程第3 発議第1号 開成町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて、を議題とします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

湯川洋治議員、どうぞ。

○11番(湯川洋治)

発議第1号 開成町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて。 上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町会議規則第13条 第2項の規定により提出します。

令和5年3月7日、提出者、湯川洋治。賛成者、石田史行、山本研一、星野洋一。 提案理由。「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に より、個人情報保護法が改正されたことに伴い、引き続き、議会における個人情報 について、他の執行機関の取扱いと均衡を図り、かつ、その適切な取扱いを確保す る必要があるので、開成町議会の個人情報の保護に関する条例の制定を提案いたし ます。

まず、この条例の制定経緯・理由について御説明いたします。

国、民間、地方公共団体等の個人情報保護に関する共通ルールを定めるため、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正されましたが、議会はその自律的な対応のもと、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいという考えから、改正個人情報保護法の規律の適用対象とされていないところ、開成町議会では、個人情報の適切な取扱いを引き続き確保するため、条例を制定するものですが、その内容は

改正個人情報保護の規律に準じたものとしております。

これにより、さきの令和4年12月定例会議で提案・可決され、令和5年4月1日に廃止されることになる現行の開成町個人情報保護条例による個人情報保護の取扱いと同様に、改正個人情報保護法が直接適用される町の他の執行機関と、本条例が適用となる議会との個人情報の取扱いについて、町全体として均衡が図られることとなっております。

それでは、発議第1号について、御説明をさせていただきます。本条例の目次の とおり、第1条から第58条まで、第1章の「総則」から第6章の「罰則」及び附 則で構成されたものになっております。

それでは、具体的な条例の規定について、主だった条文について御説明させてい ただきます。

第1章、「総則」です。

第1条は、条例の「目的」について規定しています。議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運用を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

第2条は条例における用語の定義としています。第1項の「個人情報」とは、「生存する個人の情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの、及び個人識別符号が含まれるもの」をいいます。また、第4項の「保有個人情報」とは、「公文書に記録されているもののうち、議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの」をいいます。後に説明いたします開示請求等の対象となるのは、この保有個人情報となります。

第3条は「議会の責務」について、「議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。」と規定します。

次に、第2章「個人情報の取扱い」です。

このうち、第12条においては「保有個人情報の利用及び提供の制限」について定めています。原則、法令に基づく場合を除き、保有個人情報の目的外利用及びその提供を禁止しています。この例外として、1つ、「本人の同意がある場合」、2つ、「議会が法令の規定により必要な権限限度内において保有個人情報を内部利用する場合」、3つ、「町長など他の執行機関等が法令や条例に定める事務遂行のために個人情報を利用するため、議会がこれを提供する場合」、4つ、「統計や学術研究のために保有個人情報を提供する場合」があります。

次に、第3章「個人情報ファイル等」です。

第17条では、「個人情報ファイル簿」の、第18条では、「個人情報取扱事務登録簿」の作成等について定めています。このうち、個人情報保護法において作成義務のある「個人情報ファイル簿」については、情報量が一定の人数以上の場合に限り作成することとなるなど、同法で作成義務が課されるものが限定される規定と

なっており、本条例もこれを踏襲した作りになっております。

一方、個人情報取扱事務登録簿については、現行の開成町個人情報保護条例において、人数の多寡等にかかわらず個人情報取扱事務に関して登録簿を作成することとなっています。改正個人情報保護法に規定はないものの、個人情報の適正管理等の観点から引き続き有用であることから、個人情報取扱事務登録簿の作成等について規定を設けたところです。

なお、町長ほか執行機関に適用となる「開成町個人情報の保護に関する法律施行 条例」においても、同様の規定が設けられており、町全体でもこの点、事務取扱に ついて均衡が取れたものとなっております。

次に第4章「開示、訂正、利用停止等」です。

第19条では、「何人も、この条例に定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と、本人開示請求権について規定しています。以下、第31条まで開示請求に係る手続について主に規定しています。

このうち、第26条の「開示決定等の期限」については、改正個人情報保護法においては開示請求があった日から30日以内に開示決定等をする旨規定していますが、現行の開成町個人情報保護条例では開示決定がされた日から14日以内に開示・不開示の決定をするという主旨で規定されていたことから、本条例においても申請者の請求に対して迅速に対応することにするためにも、現行の条例と同様、開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行う旨規定しています。なお、こちらについても、町長ほか執行機関に適用となる「開成町個人情報保護に関する法律施行条例」において、同様の主旨の規定が設けられており、開示決定等に係る期限については、町全体で均衡が取れたものとなっております。

次に、第31条では「費用負担」について規定しています。改正個人情報保護法においては、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を収めなければならない。」としており、これを受けた町長ほか執行機関に適用となる「開成町個人情報の保護に関する法律施行条例」においては、その手数料の額を「無料とする」と規定する一方、実費費用を負担してもらう旨定めています。これまでの現行の開成町個人情報保護条例の規定を踏襲したものとなっております。議会においても当該手数料は徴収しないということから、本条例では手数料について規定せず、町長ほか執行機関の場合と同様に実費費用について負担してもらうことを定めています。なお、具体的な費用の額は議長が定めるものとしています。

第32条から第38条までは、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実と異なる場合の訂正請求について、第39条から第44条までは、自己を本人とする保有個人情報が条例の規定に反して保有され、取得され、利用され、提出されているときのこれらの停止の請求について、手続等を定めています。第45条から第47条までは、開示決定等や不作為に係る審査請求について規定しています。このうち、

第46条においては「審査請求に係る審査会への諮問」について規定しており、審査請求があったときは議長は開成町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない旨定めています。現行開成町個人情報保護条例においても審査請求に係る審査会への諮問規定があり、これを踏襲したものとなっています。また、町長ほか執行機関にも適用となる「開成町個人情報の保護に関する法律施行条例」においても同様の規定がされています。なお、本条例附則第2項において、開成町情報公開・個人情報保護審査会条例を一部改正し、同条例に審査請求に係る審査会への議長からの諮問について規定することとしています。こちらについても後ほど説明させていただきます。

次に、第5章「雑則」です。

このうち、第51条では「個人情報の適正な取扱いの確保のための審査会への諮問」について規定しています。さきの説明のとおり、第46条では「審査請求に係る審査会への諮問」について定めていますが、この第51条では議会における個人情報の取扱いの対応などについて、専門的な知見に基づく意見を聞くために規定を設けました。なお、こちらについても第46条と同様に、本条例附則第2項において、開成町情報公開・個人情報保護審査会条例を一部改正し、同条例に審査請求に係る審査会への議長からの諮問について規定することとしています。

最後の章、第6章は「罰則」の規定となります。

第54条から第57条までの議会事務局の職員や職員であった者などに対する罰則に係る規定については、昨年末に横浜地方検察庁と協議を行い、問題はないと思料するとの回答を受けているところです。

また、第58条は、偽りその他不正の手段により開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、5万円以下の過料に処する旨規定しています。これらの規定はいずれも改正個人情報保護法の罰則の規定の主旨に準じた形となっています。

附則ですが、まず第1項は本条例の施行日として、改正個人情報保護法や町長ほか執行機関に適用となる「開成町個人情報の保護に関する法律施行条例」の施行日と同日となる令和5年4月1日から施行する旨規定しています。次に、第2項ですが、さきにも御説明しました本条例の第46条、第51条の審査会への諮問に係る規定を受け、「開成町情報公開・個人情報保護審査会条例」(以下、「審査会条例」といいます。)について必要な改正を行うものとなります。

附則第2の新旧対照表を御覧ください。左側が改正後の規定、右側が改正前の規 定となっています。

まず、第3条第1号の改正部分です。審査会条例において「諮問庁」の定義をしています。改正前は、開成町情報公開条例の規定により審査会に審査請求に係る諮問をした実施機関及び個人情報の保護に関する法律の規定により審査会に審査請求に係る諮問をした町の機関(議会を除く。)と2種類の諮問に係る諮問庁を定義しています。さきに説明したとおり、本条例第46条において、審査請求について、議長は審査会に諮問しなければならない旨定めていることから、「開成町議会の個

人情報の保護に関する条例第46条第1項の規定により審査会に関して審査請求に係る諮問する議長」を諮問庁に加える改正を行っています。改正後の第3条第1号の規定は、根拠となる法律と2つの条例を、「及び」と「並びに」を使ってつなぎ方を整理しています。なお、改正前までは括弧書きで、町の機関から「議会を除く」の形で規定していましたが、諮問する主体が議長であることから「議長」を「町の機関」とは別に諮問庁として規定しています。また、これは全国町村議会議長会から示された考え方にのっとったものになります。

次に第3条第3号の改正の改正部分です。審査会条例において、「保有個人情報」について定義しています。改正前では、個人情報保護法の「開示決定等」と「訂正決定等」と「利用停止決定等」の3つをそれぞれの根拠条文を引用して定め、これらを総称して「開示決定等」とし、「開示決定等に係る保有個人情報」と定義しています。改正後は、開成町議会の個人情報の保護に関する条例を規定する「開示決定等」と「訂正決定等」と「利用停止決定等」の3つについてもそれぞれの根拠条文に引用し、第3条第3号に規定することで総称する「開示決定等」にこれらが含まれるようになっています。なお、第3条第3号の改正についても、全国町村議会議長会から示された考え方にのっとったものになっております。

次に第4条第2号の改正部分です。審査会の所掌事務のうち、審査請求に関する 事項を調査審議する旨規定しています。まず、審査請求について諮問する根拠条項 である開成町議会の個人情報の保護に関する条例第46条第1項を加える改正をし ています。それとともに、「開示決定等に係る審査請求」以外にも、「開示請求」 と「訂正請求」と「利用停止請求」の3つの「請求」に係る「不作為に係る審査請 求」についても調査審議することから、これらの3つの「請求」をそれぞれの開成 町議会の個人情報の保護に関する条例における根拠条項を加えて列記しました。

第4条第3号は、開成町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく「個人情報の適正な取扱いの確保」に係る諮問について、審査会の所掌事務として調査審議する旨規定していることから、「開成町議会の個人情報の保護に関する条例第51条の規定による諮問」を加える改正をしています。

最後に第15条の規定は、審査会が第4条第3号の所掌事務遂行のため必要な資料提出を求めることができる旨定められており、改正前の規定では「町の機関」、「町の機関以外の者」にこれができることとされています。改正後の第3条第1号において、諮問庁である「町の機関」と「議長」を合わせて「町の機関等」と略称規定を用いて規定していることから、第15条の町の機関を町の機関等に改める改正を行います。

以上をもちまして、開成町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することに ついて、その提案の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(吉田敏郎)

湯川議員より説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がある方、どうぞ。

ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。 (「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論がないようですので、採決を行います。

発議第1号 開成町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて、 原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの 押し忘れはございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 発委第1号 開成町読書推進条例を制定することについてを議題とします。

趣旨説明を教育民生常任委員会委員長に求めます。

山本委員長、どうぞ。

○8番(山本研一)

発委第1号 開成町読書推進条例を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに開成 町議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年3月7日、開成町教育民生常任委員会委員長。

提案理由。こどもから大人まで全ての町民にとって読書の大切さを明らかにし、 本に親しむ環境づくりを進め、読書による人づくりやまちづくりの道しるべとなる よう、開成町読書推進条例を制定したいので提案します。

まず、この条例の制定経緯及び理由について御説明いたします。

教育民生常任委員会では所管事務調査項目として「図書環境の充実について」を テーマに掲げ、開成町の図書環境の諸課題解決に向け、先進事例を研究し、さらな る図書環境の充実を図るため、調査することを目的として取り組みました。

令和4年10月に長野県小布施町立図書館まちとしょテラソ及び令和4年12月に小田原市立東口図書館を視察し、何度でも訪れたいと思われる図書館の取組や、子どもが楽しいと感じる場所をどのように創出していくかについて見識を深めました。視察後の検証では、まずは「乳幼児期から図書に触れること」、また、「年齢を重ねても、読書から得られる知的財産を生涯に渡って持ち続けること」を重要とし、どの世代においても読書を楽しみ、「いつもそばに本が寄り添うこと」が可能な施策が重要であるとまとめたところであります。「読書」には生きる糧が詰まっており、読書を通じて豊かな心を醸成することは、身近な生活さえも豊かに変えるのではないかという考えを、委員間で共通認識しました。

そして、「読書」は子どもだけの計画や取組にとどめることなく、人づくり、まちづくりの重要な役割を担うという考えを乳幼児期から高齢期まで理念として持ち続けることが必要であると結論づけました。

そのために、町民一人ひとりの自主的な読書活動のもと、町民、家庭、学校等と 行政が一体となり、読書に親しむ環境づくりに努め、深い思索の中から豊かな心を 育み、また創造することにより、町全体がぬくもりある暖かな風土と化す「読書推 進活動の理念条例」の制定ができないか検討に入りました。

読書は強制するものではなく、個人の自主性を重んじなければなりません。開成町には既に読書に関する計画等がありますが、その計画を後押しする仕組みが必要であり、読書理念条例を通じ、関係機関等の取組の後押しが図れること、また、読書理念条例が今後読書だけではなく、広く羽ばたき、一人一人に寄り添った広壮な福祉、郷土愛、環境づくり、人づくりにつながることを目的とし、具体的な読書理念条例の内容を精査してきたところであります。

条例案の検討に当たっては、幅広く町民の皆さんの御意見を参考にするため、教育委員会、社会教育委員会議との意見交換を行い、また、2月1日から15日までの間でパブリックコメントを実施し、町民の皆さんから貴重な御意見もいただき、それらを踏まえ委員間で検討を重ねた結果、よりよい条例案になったものと思うところであります。この条例の制定により、開成町民の読書活動の推進に係る施策がより一層推進され、町民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現に向けてさらに前進することを願いまして、条例を提案するものであります。

それでは、発委第1号について御説明させていただきます。

本条例は、第1号から第10号まで及び附則で構成されたものとなっています。 それでは具体的な条例の規定について御説明いたします。

まず前文です。

本条例の必要性とその背景、趣旨や目的などを簡潔に示すため、前文を付すことにしました。また、町民一人一人の読書活動を推進するための条例であることから、こどもから大人まで全ての町民に関心を持っていただき、条例の趣旨を御理解いただくため、全ての条文において敬体、ですます調とし、分かりやすい表現としています。

第1条は、条例の「目的」について規定しています。

読書活動を推進することにより、町民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資することを目的としていることを明らかにしています。

第2条は、「基本理念」について規定しています。

読書活動は言葉を学び、知識を得て、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、時には心を癒し、人生をより深く生きる力を身につける上で大切なものであることから、町民一人ひとりがいつでもどこでも自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することに努め、豊かな心を育み、よりよい人生を送るための読書活動を推進するものとすることを基本理念としています。

第3条は「町の役割」について規定しています。

町は、基本理念にのっとり、読書活動の推進に関し、施策を策定し、及び実施する役割を担うことや、読書活動の推進に当たっては町民、家庭、学校等及び地域が連携を図り一体となって読書活動に取り組むことを明らかにしています。

第4条は、町民の読書活動の推進に向けた取組方針について規定しています。「町民」とは、町民一人一人のことを意味します。こどもから大人まで全ての町民を対象にする条例であることから、第5条に規定する家庭との違いを明らかにしています。

第5条は家庭における読書活動の推進に向けた取組方針について明らかにしています。

第6条は、学校等における取組を規定しています。具体的には、保育所、幼稚園、 小学校及び中学校が行う読書活動の推進に向けた取組方針について明らかにしてい ます。

第7条は、「地域における取組」を規定しています。

地域においては、学校等、町立図書施設、その他の読書活動に関係する施設及びボランティア活動を行う団体と連携、かつ、協力して読書活動の推進に努めるものとしています。

第8条は、「他の計画等との整合性の確保」について規定しています。既に町では「開成町第四次子ども読書推進計画」等があります。町が実施する読書活動に関する施策及び取組は、子どもの読書活動の推進に関する法律等との整合性を図るためのものとすることを明らかにしています。

第9条は「読書活動推進月間等」について規定しています。

毎年秋の10月を「町民読書活動推進月間」とし、町は町民の読書活動の推進に向けて読書活動推進月間の趣旨を広報し、及び周知啓発するとともに、全ての町民が読書活動に取り組む環境づくりを推進していきます。また、開成町子ども読書活動推進計画の中では、毎月1日を「ファミリー読書デー」としています。本条例では、対象全町民に広げ、毎月1日を「町民読書デー」と規定しています。

第10条は、「委任」について規定しています。この条例の施行に関し、必要な 事項は教育委員会が別に定めることとしています。

最後に附則です。本条例の施行日として令和5年4月1日から施行する旨規定しています。

以上をもちまして、開成町読書推進条例を制定することについて、その提案の説明とさせていただきます。

○議長(吉田敏郎)

山本委員長からの説明は終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。 (「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論がないようですので、採決を行います。

発委第1号 開成町読書推進条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成 ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませ んですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会をいたします。大変お疲れさまでした。

午後3時50分 散会